

平成28年2月定例会 総務委員会（事前）

平成28年2月15日（月）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

岸本委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（15時02分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の2月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることといたします。

【提出予定議案】（資料①②③④⑤）

- 議案第1号 平成28年度徳島県一般会計予算
- 議案第2号 平成28年度徳島県用度事業特別会計予算
- 議案第18号 平成28年度徳島県証紙収入特別会計予算
- 議案第19号 平成28年度徳島県公債管理特別会計予算
- 議案第20号 平成28年度徳島県給与集中管理特別会計予算
- 議案第29号 職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議案第30号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第31号 知事等の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第32号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について
- 議案第33号 行政不服審査法施行条例の制定について
- 議案第34号 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第35号 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第36号 徳島県吏員恩給条例の一部改正について
- 議案第66号 包括外部監査契約について
- 議案第69号 平成27年度徳島県一般会計補正予算（第4号）
- 報告第2号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 平成28年度当初予算歳出予算総括表について（資料⑥）
- 行政連携団体（外郭団体）の地方創生・経営健全化指針（案）について（資料⑦）

原経営戦略部長

2月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の平成28年2月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案69件及び報告3件でございます。

その内訳は、予算案が第1号から第25号まで及び第69号の26件、条例案が第26号から第61号までの36件、負担金議案が第62号及び第63号の2件、その他の議案が第64号から第68号までの5件、報告につきましては第1号から第3号までの3件となっております。

なお、現時点における追加提出予定案件といたしましては、現在作業中でございますが、平成27年度2月補正予算案を2月25日予定の一般質問の日に提出させていただきたいと考えております。

また、監査委員に係る人事案件につきましては、閉会日の追加提出を予定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず予算案につきまして、御説明申し上げます。

まず、お手元に別途お配りしております平成28年度当初予算（案）の概要でございます。

1 ページに記載のとおり、平成28年度当初予算の一般会計予算の総額は、表のA欄のとおり4,851億200万円となり、B欄の前年度の6月補正後の通年予算に対しまして0.9%の伸びとなっております。

2 ページをお開きください。

歳入の款別内訳につきましては、主なものを御説明申し上げます。

02の地方消費税清算金につきましては、地方消費税率引上げ分の通年化に伴う増によりまして、前年度比以下全て通年予算との対比となりますが、16.5%増の276億1,000万円を計上いたしております。

09の国庫支出金につきましては、一般公共事業の増などにより、前年度比2.5%増の584億8,300万円を計上いたしております。

10の財産収入につきましては、遊休不動産の売払いの増などにより、前年度比28.3%増の17億1,500万円を計上いたしております。

12の繰入金につきましては、二十一世紀創造基金繰入金の減などにより、前年度比10.3%減の820億8,500万円を計上いたしております。

次に、3 ページを御覧ください。

目的別歳出でございます。

その主なものを御説明申し上げます。

04の衛生費につきましては、医療施設耐震化整備事業の減などにより、前年度比9.5%減の235億2,400万円を計上いたしております。

05の労働費につきましては、緊急雇用創出臨時特別対策費の減などにより、前年度比7.4%減の52億8,200万円を計上いたしております。

06の農林水産業費につきましては、農山漁村未来創造事業の増などにより、前年度比8.5%増の320億8,000万円を計上いたしております。

08の土木費につきましては、西部健康防災公園整備事業の増などにより、前年度比1.5%増の470億4,100万円を計上いたしております。

10の教育費につきましては、高校学校等修学支援金の増などにより、前年度比2.3%増

の865億3,500万円を計上いたしております。

続きまして4ページをお開きください。

性質別歳出でございます。

扶助費につきましては、児童保護措置費の増などにより、前年度比0.7%の増となっております。

公債費につきましては、県債発行の抑制に努めてきた結果、前年度比3.4%の減となっております。

投資的経費につきましては、消防防災へり充実強化事業の増などにより、前年度比3.7%の増となっております。

維持補修費につきましては、道路維持修繕費の増などにより、前年度比11.3%の増となっております。

積立金につきましては、農林水産業未来創造基金積立金の増などにより、前年度比10.6%の増となっております。

資料5ページには、特別会計の状況について記載いたしております。

次に、お手元にお配りしております平成27年度2月補正予算（案）の概要を御覧ください。

1ページに記載のとおり、今回の補正予算案は国の補正予算に呼応し、地方創生を加速化する取組や県民の安全・安心の確保に向けた取組を切れ目なく展開するため編成したものでございます。

補正予算の規模といたしましては、75億7,942万9,000円となっております。

2ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入でございます。（1）に記載のとおり、7の分担金及び負担金、9の国庫支出金、13の繰越金、14の諸収入及び15の県債におきまして、補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、（2）に記載のとおり、2の総務費、3の民生費、4の衛生費、6の農林水産業費、8の土木費及び10の教育費におきまして、補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

なお、今回の補正予算（案）につきましては、迅速かつ円滑な事業実施により、その効果の早期発現を図る観点から、開会日において先議をお願いしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、もう一度、提出予定議案を御覧ください。

予算以外の案件につきましては、御説明申し上げます。

第26号の条例改正につきましては、興行場における喫煙室及び便所の構造設備の基準について所要の改正を行うものでございます。

第27号の条例制定につきましては、自転車の安全で適正な利用に関する各種の規定を設け、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすこと

ができる地域社会の実現を図るものでございます。

第28号の条例改正につきましては、消費者安全法の一部改正に伴い、徳島県消費者情報センターの組織及び運営等について、条例で定めるものでございます。

第29号の条例制定につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

第30号の条例改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の職務を給料表の各等級に分類する基準となる等級別基準職務表を定める等の改正を行うものでございます。

第31号の条例改正につきましては、特別職の国家公務員の期末手当が改定されたことに鑑み、知事等の期末手当についても同様の改定を行うものでございます。

第32号の条例改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例について所要の整理を行うものでございます。

第33号の条例制定につきましては、行政不服審査法の施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第34号の条例制定につきましては、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、関係条例について所要の整備を行うものでございます。

第35号の条例改正につきましては、市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の改正を行うものでございます。

第36号の条例改正につきましては、刑法の一部改正に伴い、所要の整理を行うものでございます。

第37号の条例改正につきましては、介護保険法施行規則の一部が改正され、主任介護支援専門員に係る研修制度が改められたことに伴い、研修の実施に係る手数料の額等を改めるものでございます。

第38号の条例改正につきましては、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令に基づく財政安定化基金の拠出率が改められたことに鑑み、これを標準として条例で定める割合を改めるものでございます。

第39号の条例改正につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、所要の整理を行うものでございます。

第40号の条例改正につきましては、新たに障がい者交流センターの会議室を県民の利用に供するとともに、学校教育法の一部改正に鑑み、所要の整備を行うものでございます。

第41号の条例改正につきましては、職業能力開発促進法施行令の一部改正に伴い、所要の整理を行うものでございます。

第42号の条例改正につきましては、職業能力開発促進法の一部改正に伴い、所要の整理を行うものでございます。

第43号の条例改正につきましては、学校教育法の一部が改正され、新たな学校の種類として、義務教育学校が設けられたことに鑑み、関係条例について所要の整備を行うもので

ございます。

第44号の条例制定につきましては、TPPにより生ずる影響等に対応し、意欲ある農林水産業者が未来を志向し、次代に継承できる農林水産業の形成を推進する事業に要する経費に充てるため、基金を設置するものでございます。

第45号の条例改正につきましては、農産物検査法の一部改正に伴い、農産物検査を行う登録検査機関の登録等に係る手数料を定めるものでございます。

第46号の条例改正につきましては、既存住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定基準が定められることに伴い、既存住宅に係る計画の認定の申請に対する審査等に係る手数料を定めるものでございます。

第47号の条例改正につきましては、学校教育法の一部が改正され、新たな学校の種類として、義務教育学校が設けられたことに鑑み、所要の整備を行うものでございます。

第48号の条例改正につきましては、風致地区内における建築等の行為の規制に係る国の指針が改められたことに鑑み、知事等の許可又は知事等との協議を要しない行為を追加する等の改正を行うものでございます。

第49号の条例改正につきましては、建築基準法の一部改正に伴い、徳島県建築審査会の委員の任期を条例で定めるものでございます。

第50号の条例改正につきましては、学校教育法の一部改正に伴い、木造の建築物で中学校等の用途に供するものに係る基準を義務教育学校に適用する等の改正を行うものでございます。

第51号の条例改正につきましては、特別支援学校の児童生徒数の増加や、小中学校における児童生徒数の減少に伴う学級数の増減等に鑑み、県立学校の職員及び県費負担教職員の定数を改めるものでございます。

第52号の条例改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴いまして、学校職員の職務を給料表の各等級に分類する基準となる等級別基準職務表を定める等の改正を行うものでございます。

第53号の条例改正につきましては、本県における新たな時代に対応した学校づくり及び多様な教育の実現を図るため、辻高等学校及び三好高等学校を池田高等学校に統合するものでございます。

第54号の条例改正につきましては、学校教育法の一部が改正され、新たな学校の種類として、義務教育学校が設けられたことに鑑み、関係条例について所要の整備を行うものでございます。

第55号の条例改正につきましては、警察法施行令の一部改正がなされ、地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに伴いまして、本県警察官の定員を改めるものでございます。

第56号の条例改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、警察職員の職務を給料表の各等級に分類する基準となる等級別基準職務表を定める等の改正を行うものでございます。

第57号の条例改正につきましては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正されまして、特定遊興飲食店営業に係る許可制度が新設されたこと等に伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

第58号の条例改正につきましては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の一部改正に伴い、特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査等に係る手数料を定めるとともに、利用状況等に鑑みてパーキング・メーター等を廃止することに伴い、その作動等に係る手数料の廃止等を行うものでございます。

第59号の条例改正につきましては、職員の給与に関する条例等の一部が改正され、等級別基準職務表が定められたことに鑑み、所要の改正を行うものでございます。

第60号の条例改正につきましては、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の整理を行うものでございます。

第61号の条例改正につきましては、職員の給与に関する条例等の一部が改正され、等級別基準職務表が定められることに鑑み、所要の改正を行うものでございます。

第62号及び第63号の受益市町村負担金につきましては、土地改良法及び地方財政法の規定により、議決をお願いするものでございます。

第64号及び第65号の権利の放棄につきましては、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議決をお願いするものでございます。

第66号の包括外部監査契約につきましては、地方自治法第252条の36第1項の規定により、平成28年度の包括外部監査を、弁護士野々木靖人氏に委託する契約について、議決をお願いするものでございます。

第67号の関西広域連合規約の一部変更に関する協議につきましては、関西広域連合の規約の一部変更に当たり、地方自治法の規定により議決をお願いするものでございます。

第68号県営電気事業の売電料金等につきましては、県営電気事業の売電料金等について、徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議決をお願いするものでございます。

第69号につきましては、先ほど御説明いたしました平成27年度2月補正予算（案）でございまして、

続きまして、報告案件でございまして、

報告第1号、訴えの提起に係る専決処分報告につきましては、徳島県営住宅の明け渡し等請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第2号、損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分報告につきましては15件で、合計金額は215万2,316円となっております。

報告第3号、損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分報告につきましては8件で、合計金額は198万2,000円となっております。

提出予定議案の全体状況につきましては、以上でございます。

次に、経営戦略部、監察局、出納局関係の提出予定案件につきましては、その概要を御説

明申し上げます。

お手元に総務委員会説明資料と説明資料（その2）をお配りさせていただいておりますが、説明資料（その2）につきましては、先ほど御説明いたしました開会日における先議をお願いするものでございます。

まず、総務委員会説明資料を御覧ください。

説明資料の1ページをお開きください。

平成28年度の経営戦略部等主要施策の概要につきまして、御説明申し上げます。

第1点目は、県民との対話型広報広聴の推進についてでございます。

県民と県政を結ぶパイプ役といたしまして、報道関係への情報提供をはじめ、新聞やテレビ等各種媒体を活用し、県民が求める情報を提供するとともに、知事と県民との意見交換を行うなどにより、県民とともに県政を進めるための広報広聴事業の充実に努めてまいります。

第2点目は、私立学校の振興についてでございます。

私立学校の経営の安定化や、建学の精神を生かした特色ある学校づくりを推進するための運営費助成のほか、家庭の修学上の負担を軽減するための就学支援金の支給などを実施し、私立学校の振興に努めてまいります。

第3点目は、行財政改革と適正な人事管理の推進についてでございます。

本県行財政を取り巻く厳しい現状を踏まえ、確かな行財政基盤を構築するため、徹底した行財政改革に取り組むとともに、多様な働き方の推進によるワーク・ライフ・バランスの確立に努めてまいります。

また、能力実証主義による適正な人事管理に努めるとともに、若手職員対象の研修をはじめとした職員研修の充実を図り、戦略的な「人財」の育成に取り組んでまいります。

第4点目は、職員のメンタルヘルス対策の推進についてでございます。

職員の心身の健康を保持増進し、職場不適応状況を生じさせないため、また病気休暇中の職員の円滑な職場復帰を図るため、ストレスチェック実施事業など、様々な事業を実施し、メンタルヘルス対策の推進に努めてまいります。

第5点目は、財政の健全性の確保についてでございます。

平成28年度の財政運営は、依然として厳しい状況にある本県の経済情勢を踏まえ、より一層の経済・雇用対策を講じるとともに、安全・安心対策、「大胆素敵とくしま」の実現といった喫緊の課題にしっかりと取り組んでまいります。

また、財政構造改革基本方針に基づき、歳入、歳出両面にわたる改革の取組を実施し、持続力ある財政基盤の確立に努めてまいります。

2ページをお開きください。

第6点目は、県有財産の活用及び庁舎等の防災機能強化・長寿命化の推進についてでございます。

県民の貴重な資産である県有財産を適切に管理するとともに、遊休未利用財産の売却や貸付けを促進し、有効活用を図ってまいります。

また、公共施設等の老朽化に的確に対応するため、徳島県公共施設等総合管理計画に基づき、新たな県民ニーズを捉えながら、公共施設等を長く賢く使う最適化対策の着実な推進を図ってまいります。加えて、本庁舎においては、防災機能の強化を図るため、安全性と環境に配慮したエレベーター設備の大規模改修を実施し、適切な庁舎の維持管理を図ってまいります。

第7点目は、県税収入の確保についてでございます。

税負担の公平性を確保するため、課税客体の適確な捕捉や早期課税、また厳正な滞納整理等に努めるとともに、県税収入未済額の大部分を占める個人県民税について、県の税務職員の市町村派遣等、市町村への各種支援策等を実施し、収入未済額の縮減に努めてまいります。

第8点目は、行政情報化と情報システムネットワークセキュリティ対策の強化についてでございます。

ICTを活用し、行政の効率化と県民サービスの向上を図るため、庁内の情報システムネットワークの安定運用に努めるとともに、業務システムの最適化への取組を推進し、次世代「e-県庁」の実現に努めてまいります。

また、サイバー攻撃等の外部からの脅威に対する強固な情報セキュリティ対策を実施してまいります。

第9点目は、効率的総務事務処理の推進についてでございます。

総務事務の集約化によるメリットが最大限に生かされるよう、適正かつ効率的な事務処理を遂行いたしますとともに、総務事務処理の不断の見直し、処理システムの改善に努めてまいります。

第10点目は、職員の職務執行の適正確保及び情報公開制度・個人情報保護制度の推進についてでございます。

職員の職務執行の適正を確保するため、公益通報制度に基づく調査や、各種監察を実施するとともに、不当要求対策等に取り組んでまいります。

また、県政に対する県民の理解と信頼を深め、開かれた県政を推進するため、情報公開の総合的な推進に努めるとともに、県民の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いが図られるよう努めてまいります。

3ページを御覧いただきたいと思います。

第11点目は、本県ならではの事業評価、農林水産関係団体等に対する検査の実施及び広聴事業の推進についてでございます。

政策推進に係る県民目線からのチェック機能の強化を図るため、県政運営評価戦略会議の運営等を通じ、本県ならではの事業評価を行うとともに、農林水産関係団体等の健全な運営を確保するため、精度の高い検査を実施してまいります。

また、県庁県民サービスセンターの施設や機能を拡充し、平成29年度早期のオープンを目指してリニューアルするほか、県民の要望、意見等を的確に把握し、県施策に反映させるため、県庁コールセンターの運営をはじめ、各種広聴事業の一層の推進を図ってまいり

ます。

第12点目は、適切な公金管理及び入札事務の適正な執行についてでございます。

歳計現金の運用や未収金対策の強化など、公金の適切な管理、運用に努めるとともに、財務会計システムの安定運用と機能強化を図り、適切かつ効率的な会計事務を推進してまいります。

また、入札制度の適正な運用を図り、談合等、不正行為を排除し、公正性・競争性・透明性の確保された入札事務の執行に努めてまいります。

第13点目は、公共工事の品質確保についてでございます。

工事検査を適切に実施するとともに、検査業務の機動力向上と公共工事の一層の品質確保に努めてまいります。

次に4ページをお開きください。

平成28年度一般会計当初予算案につきましては、一番下の総計欄の左端でございますが、総額が1,235億3,797万5,000円となっております。

5ページを御覧ください。

平成28年度特別会計当初予算案につきましては、一番下の合計欄の左端でございますが、総額が1,511億1,846万8,000円となっております。

恐れ入りますが、お配りいたしております資料1、平成28年度当初予算歳出予算総括表（平成27年6月補正後予算額との比較）を御覧いただきたいと存じます。

前年度当初予算は、いわゆる骨格予算として編成し、新規及び重要事業については、その多くを6月補正予算において対応いたしましたので、平成28年度当初予算案と前年度6月補正後予算を比較した資料でございます。

一般会計におきましては、表の（ア）一般会計の一番下、総計欄の左から三つ目でございますが、6月補正後と比較しまして25億5,347万4,000円の増、率にいたしまして2.1%の増となっております。

裏面の2ページを御覧ください。

こちらは特別会計でございます。

特別会計におきましては、6月補正がありませんでしたので、先ほど説明資料5ページで御覧いただきましたとおり、平成27年度当初予算と同額となっております。

（イ）特別会計の一番下、合計欄の左から三つ目でございますが、6月補正後と比較し、3億4,999万5,000円の増、率にいたしまして0.2%の増となっております。

次に、課別主要事項について、御説明申し上げます。

お手数ですが、もう一度、総務委員会説明資料にお戻りください。

6ページをお開きください。

秘書課につきましては、知事等の秘書業務や渉外事務等に要する経費、広報広聴に必要な経費等を計上いたしております。

7ページを御覧ください。

総務課につきましては、本県私立学校の振興に資するための経費、また文書管理事務経

費や法令審査に要する経費等を計上いたしております。

8ページをお開きください。

人事課につきましては、職員の人事管理及び行財政改革に要する経費、また研修に要する経費等を計上いたしております。

9ページを御覧ください。

職員厚生課につきましては、職員の退職手当に要する経費及び職員の健康管理、福利施設等の管理に要する経費等を計上いたしております。

10ページをお開きください。

財政課につきましては、10ページから11ページにかけまして記載いたしておりますが、一般会計において各種基金の積立金及び県債の元金償還、利子に要する経費等を計上しており、特別会計では公債管理特別会計と給与集中管理特別会計について、記載のとおり計上いたしております。

12ページをお開きください。

管財課につきましては、12ページから13ページに記載いたしておりますが、一般会計において県有財産管理費、本庁舎及び合同庁舎の維持管理に要する経費等を、特別会計では用度事業特別会計について、記載のとおり計上いたしております。

14ページをお開きください。

税務課につきましては、14ページから17ページに記載いたしておりますが、一般会計では県税賦課徴収費、地方消費税清算金、市町村に対する各種の交付金等を、特別会計では証紙収入特別会計について、記載のとおり計上いたしております。

県税等の収入見込額につきましては、16ページに記載のとおり計上いたしており、この内訳につきましては、次の17ページのとおりでございます。

18ページをお開きください。

情報システム課につきましては、「e-県庁」推進に要する行政情報化推進費等を計上いたしております。

19ページを御覧ください。

総務事務管理課につきましては、総務事務の集約処理に要する経費等を計上いたしております。

20ページをお開きください。

監察局監察課につきましては、監察事務執行に要する経費や情報公開制度及び個人情報保護制度の推進に要する経費等を計上いたしております。

21ページを御覧ください。

監察局評価検査課につきましては、県庁県民サービスセンターのリニューアルや、行政評価事務執行に要する経費等を計上いたしております。

22ページをお開きください。

出納局会計課につきましては、一般会計で出納事務執行に要する経費等を、また特別会計では証紙収入特別会計を記載のとおり計上いたしております。

23ページを御覧ください。

出納局工事検査課では、工事検査に要する経費等を計上いたしております。

24ページをお開きください。

議会事務局，人事委員会事務局，監査事務局につきましては，それぞれの運営に要する経費等を，記載のとおり計上いたしております。

25ページを御覧ください。

表の2行目，財政課の債務負担行為につきましては，共同発行市場公募地方債を本県を含め36の地方公共団体が共同発行することとしておりますが，この発行に当たりまして，地方財政法に基づき相互に信用力を補完するため，連帯して債務を負担しようとするものでございます。

また，ホームページ構築事業業務委託契約及び自動車税納税通知書等作成業務委託契約については，限度額の設定をお願いするものでございます。

26ページから27ページを御覧ください。

地方債，一時借入金及び歳出予算の流用につきまして，それぞれ記載のとおりでございます。

その他の議案等につきましては，28ページから33ページに条例案8件，その他議案1件を記載いたしておりますが，内容につきましては，先程，全体説明の中で申し上げたとおりでございます。

34ページをお開きください。

（2）専決処分の報告についてでございます。アの職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分につきましては9件，合計118万954円でございます。

続きまして，説明資料（その2）を御覧ください。

平成27年度2月補正予算（案）でございます。

1ページをお開きください。

一般会計補正予算につきましては，（1）歳入歳出予算のア，総括表の一番下，総計欄の左から二つ目でございますが，今回の補正額が172万6,000円でございます。

補正後の合計額は，その右隣でございますが，諸局を含めまして，1,260億7,792万7,000円となっております。

2ページをお開きください。

イ，課別主要事項でございますが，監察局評価検査課におきまして，県庁コールセンター連携外国語サポート実証実験に要する経費を計上いたしております。

3ページを御覧ください。

繰越明許費につきましては，監察局評価検査課におきまして，補正金額と同額の繰越しをお願いするものでございます。

4ページをお開きください。

地方債についてでございますが，一般会計補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので，一番下に記載のとおり，補正前の限度額が551億2,000万円，補正後の限度額が

581億5,800万円であり、30億3,800万円の補正をお願いするものでございます。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、1点、御報告いたします。

資料2を御覧ください。

行政連携団体、いわゆる外郭団体の地方創生経営健全化指針案についてでございます。

行政連携団体の経営健全化につきましては、これまで3期にわたる取組によりまして、団体数、役職員数、県補助、委託金、全ての分野で削減が進み、中でも役職員数や県補助、委託金は平成26年度末現在で、平成16年度と比べ半減するなど、相当な成果が出ております。

全国的な改革の結果、平成26年に出された国の方針におきましても、スリム化を求める抜本的改革は一区切りとされ、今後は、公共性と企業性を併せ持つ行政連携団体の機動性を生かした、地方創生への取組が期待されております。

このため、新たな指針案には経営健全化に向けた取組に加え、県をはじめ、六位一体の連携推進や団体の特性を発揮した地方創生の加速を三つの柱に位置付け、名称も地方創生経営健全化指針とするとともに、各団体には平成28年度以降3年間を期間とする地方創生経営健全化計画の策定を要請いたしまして、事業分野、経営分野それぞれにおける数値目標や、第三者機関を活用した進捗状況の確認を行ってまいりたいと考えております。

経営戦略部、監察局、出納局についての提出予定案件の御説明及び報告事項は以上でございます。

どうぞ御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岸本委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

来代委員

今日は、公安委員会関係でもあった専決処分で交通事故なんですけれども、その前に管財課長がおりますので、昼の時間、県庁は電気を消しますよね。あれでお金がどれぐらい浮くものですか。

篠原管財課長

ただいま来代委員から、お昼休みの照明の消灯でどれぐらいの電力消費が軽減されるかという御質問がございましたけれども、ちょっと個別のそこまでのデータはもっておりません。

施設の電力料金については、執務室の照明でありますとか変圧器、それからそうしたものの高効率化、設備面での性能・機能向上など、これまで整備を図ってきた中で、あくま

で理論値でございますけれども、平成22年度以降の過去5年間のトータルで申し上げますと、約1,980万円の節減が図られたものと推計いたしております。

#### 来代委員

1,980万円だったら、5で割ったら大体1年間で400万円不足です。そうすると、県庁の職員どころか一般の人が来たら真っ暗闇の中で、1年間で400万円不足節約したと。

ところが、1回の交通事故の専決処分で、県警察も入れたらこの2月議会だけで200万円を超す県民の税金を使っているわけです。これが4回あったら、1,000万円を超すわけです。一般の人も県庁職員も暗い中で一生懸命辛抱しているのに、この内容を見ていたら、駐車場でバックしていて後ろを見ないでぶつけたとか、前を向いて走っていて相手方の自転車と接触して97万円とか、これだけみんなが1年間辛抱して節約した金が、1回の議会ですら、それも県庁職員の不注意で、全部県民の税金を使って200万円を超して払っている。

県警察は1件ずつ全部慎重に、こういう事故だと説明があつて、おわびとは言いませんけれども、本当に気の毒気に説明していただいた。こちらのほうはただ数字を言うだけで、おわびのような気持ちもなければ、ただ淡々と言っている。一体これは県民の税金を何とっておるんですか。それも専決処分です。身内の者は全部県民の税金を使って、ぱっと終わっていいんですか。県警察は、今後こういうことがないように注意して勉強させますと言っている。こちらのほうは知らん顔して数字を言ったら終わり。専決処分の金額が200万円を超して、年間でいったら1,000万円です。一方では節約、一方ではこんな無駄遣いということで、本当にこれは県民の税金を使っているのに事故の内容が余りにも単純過ぎるじゃないですか。県庁の職員は、もうちょっと県民の模範たるべきじゃないんですか。それで何の処分もない。一体どんなふうに思っておるんですか。

#### 篠原管財課長

ただいま、県有車両によります交通事故につきまして、非常に厳しいお話が来代委員のほうからございました。私ども県、それから県職員につきましては、毎年度の交通安全運動、こうした運動をはじめとする事故防止、これも展開をいたしまして、さらには職員としても事故防止につきまして、あくまでも県民の皆さんの模範ということで率先して私どもが取り組んでいくべき、そういう立場にございます。先ほどもお話がございましたけれども、職員の不注意等、そうしたことにより、あるいは慎重さを欠いたということで事故を起こした事例もございます。毎回、委員会においてこうした専決事案を報告させていただいておりますけれども、こうした県有車両による事故発生につきましては、私自身、非常に大きな問題でもございまして、非常に重く受け止めておるところでございます。つきましては、今後とも引き続き様々な工夫を凝らした、そういう事故防止、あるいは交通安全対策といった点につきまして、一生懸命取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞ御理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

## 来代委員

御理解できるんだったら質問しません。毎年毎年、聞いたら同じ答えばかりです。一回帰って議事録を全部調べてみてください。同じことを言ってますよ。部長はこの事故の原因を見てください。青信号でハンドル操作を誤った、後ろを見ずにバックして何かにつけたとか、県有車両が北進中、南進してきた相手方の車両と対向する際に接触した金が13万4,500円。ちょっと気を付けたら済むことばかりでしょう。これは専決処分をやめて、名前を全部出して、この金は全部一回本人から払わせたらどうですか。こんな単純な事故に、何で県民の税金から払わないといけないんですか。専決処分にするからおかしい。一つ一つ全部、これは県民の税金を使っていいですか、これは県民の税金で払うべき案件ですかと、皆さんに諮ったらいかがですか。管財課長は同じことばかりで、それぐらい考えないといかんのと違いますか。

## 篠原管財課長

県有車両による交通事故に伴う損害賠償等、これにつきまして職員のほうにも一定の負担ということがございますけれども、これにつきましては、これまでも申し上げてきているところではありますけれども、職員に対する求償権ということもございますので、一定の重さを超えた場合には求償させていただくというふうに運用をさせていただいているところがございます。

また、どのような場合に求償権が起こるかということについて、これまで非常に不明確な部分もございましたので、職員のそういう自己責任基準というものを明確にさせていただきまして運用しておるというところがございます。

したがって、いわゆる無免許であるとか飲酒運転、そうした交通の3悪、あるいは違法、有害な結果を容易に予見し得たにもかかわらず、違法行為によって発生した事故であるとか、ひき逃げ、当て逃げはもちろんですけれども、そうしたように職員にもわかりやすく求償の基準、こうしたことを明確にして運用を図り、徹底をしているところがございます。

## 来代委員

県民の皆さんは、みんな自分のお金で払っているんです。今、管財課長は大きな間違いを言ってます。職員は保険なんか掛けていません。全部県民の税金で掛けた保険です。間違ったらいけませんよ。保険というのは事故を1回起こしたら、今度は保険料は倍に上がるわけです。県庁の職員が事故を起こさなければ保険料は上がらないけれど、それだって無駄遣いじゃないですか。

もうこれ以上言いませんけれども、みんなこうやって取り組んでいるときに、部長以下、やっぱりこの辺をきちんと徹底しないと、県民から見たら、ぬるま湯で、そして身内だけかばっているというような声が強いと思いますよ。ここらで一回原点に戻って、やっぱり県庁の職員は率先して事故を起こしてはいけない、税金を使ったらいけない、自分の金で

払うぐらいのきちんとした整理をしないといけない。それぐらいのものじゃないんですか。

#### 原経営戦略部長

職員の交通事故のことです。この委員会、先ほどの時点で来代委員からそういう御指摘を頂きまして、私も心して取り組むというお話をさせていただきました。

それで、やはり職員一人一人がそういう意識を持たないと駄目だということで、実はいろいろな取組をする中でも、私も自ら現場に行きまして事情聴取をしたり、また私の部屋に幹部を呼んでそういう事情聴取もして、取組についての徹底もさせていただきました。

そういう意味では、職員一人一人がそういう交通事故に対する来代委員から言われたような認識をしっかりと持つように、これはコンプライアンスと一緒に重ね重ねこれからも取り組んでまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

#### 岸本委員長

中身の確認だけでございますので、教えていただきたらと思います。

特別会計の当初予算案の概要で、用度事業が前年9億9,000万円に対して今年は14億円で、用度事業で145%となっていることが一つ。それから、証紙収入で前年29億円が今年31億8,000万円、それと公債管理で今年116億1,800万円ということで、この中身を説明いただきたらと思います。

#### 篠原管財課長

まず初めに私のほうからは、用度特別会計につきまして御説明をさせていただきます。

今、委員のほうからお話がありましたけれども、特別会計の予算額が前年の予算に比べまして、およそ1.45倍の増というふうになってございます。それで、その主な内容、理由でございますけれども、13ページの適用欄のところを御覧いただければと思いますが、1点目は②の用品購入等経費のところでございます。これにつきましては、次期導入の消防防災ヘリコプターの運用に必要な特殊工具、それから自走式の電源装置でありますとか、それから災害時の浸水対策で運用する排水ポンプ車の購入、行政事務用のパソコンの更新、こうしたものに要する経費を今回新たに計上させていただいたことによりまして増額となっております。

#### 秋川経営戦略部次長

公債管理特別会計でございます。1,160億円余りでございますけれども、委員会資料の10ページ、11ページをお開きいただければと思います。

この公債管理特別会計につきましては、公債費を返還するための特別会計でございます。まず10ページの元金のところの①公債管理特別会計繰出金という数字と、それから利子のところの①公債管理特別会計繰出金のところ、それとページが飛びますけれども、27ページの委員会資料、公債管理特別会計借換債、481億円ほどございます。この三つを足

したものが平成28年度の特別会計の予算となっております、この特別会計を經由して、いわゆる償還に充てていくというような内容となっております。

岸本出納局副局長

証紙特別会計につきまして、平成28年度当初予算が24億7,000万円でございます、平成27年度の22億円から約2億7,000万円の増額。この増減の理由といたしましては、県税諸収入の増額理由でございます、自動車取得税並びに自動車税徴収分の収入見込みが増となっておりますので増額となっております。

岸本委員長

わかりました。それでは、公債費の管理の件ですけれども、中身はわかりましたが、こちらの概要で公債費というのは減っていますよね。平成27年度から平成28年度にかけて公債費は805億9,000万円から778億5,000万円と。これに出ている公債費というのと特別会計の公債費、こちらは目で見えて減っているように感じておるんですけど、特別会計のほうはそう減っていませんよね。これの中身を説明いただけますか。

秋川経営戦略部次長

いわゆる一般会計のほうは確かに減っておりますが、特別会計のほうは27ページにございます借換債がちょうど時期が来ておまして、そちらのほうが増えております。その関係で、差額からすると一般会計から繰り出すもの以上に特会のほうが減っていないというようなことで御理解いただければと思います。

岸本委員長

27ページは500億円弱ですよ。それがこちらの公債費のほうの減っているのは22億円じゃないんですか、桁は。ですから、公債管理特別会計で借換債というのが500億円弱あると。それに対してこちらの差額が20億円ということですから、差額だけでもないと思うんですよ。確かにそういうのもあるんでしょうけど。その中身が、できればわかりますか。

眞貝副委員長

小休します。（15時57分）

眞貝副委員長

再開します。（15時57分）

秋川経営戦略部次長

もう一度委員会資料を御覧いただけますでしょうか。まず、この概要の4ページの公債

費のところでは、平成28年度予算の778億4,700万円という数字は、委員会資料10ページの元金と利息の平成28年度A欄の664億3,400万円と114億1,300万円を足した数字でございます。これが性質別の4ページで説明されている内容でございます。

先ほど申しました部分で、11ページのほうの公債管理特別会計の1千160億1,800万円というのが概要のところの5ページの下にある1千160億1,800万円という数字でございます。この内訳で先ほど申し上げましたように、上の10ページの元金と利息の繰出金と書いてある数字の①です。それぞれ564億6,300万円というのと114億1,300万円というのが入ってまして、ここに入っていないのが②の減債基金積立金という部分が抜けていると。それと、先ほど申しましたが、27ページの借換債については、昨年が429億円でしたが、今年は委員会資料にございます481億円ということで、約52億円の増加、これが借換えの時期が来ていますので膨らんでいるということで差が生じているということでございます。

#### 岸本委員長

借換えの時期、先ほどの500億円弱は、一応その内容でわかりました。

そうしたら、元金が去年より22億円ほど減っているけれども、公債費で返すお金は借換えも含めていくと、余り変わらないという理解ですかね。元金が減ったら、その利子は減っていくように思うんですけど、勘違いしているかもしれませんね。単純に、公債費の元金と利子が減っていつていると。だけど、返していくお金については余り変わらないということ。その借換債というので500億円弱上乗せになったというのはわかるんだけど、27ページの481億円というのが今年新しくなったということでしょうか。借換えが大幅に増えたと。わかりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（16時02分）

